

令和 2 年度

男鹿市財政援助団体等監査結果報告書

男鹿市監査委員

監 第 43 号
令和2年10月27日

男 鹿 市 長 菅原 広二 様
男鹿市議会議長 吉田 清孝 様
男鹿市教育委員会教育長 栗森 貢 様

男鹿市監査委員 鈴木 誠

男鹿市監査委員 米谷 勝

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和2年度の財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目 次

| | | |
|-----------------|--|----|
| I | 監査の対象 | 1 |
| II | 監査の着眼点 | 1 |
| III | 監査の主な実施内容 | 2 |
| IV | 監査の日程、対象団体、担当課及び実施場所等 | 2 |
| V | 監査の結果 | 4 |
| 【財政援助団体】 | | |
| ・ | 小深見町内会 | 6 |
| ・ | おらほの北浦まちづくり協議会 | 7 |
| ・ | 社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会 | 8 |
| ・ | 一般社団法人 男鹿市観光協会 | 9 |
| ・ | 公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター | 11 |
| ・ | 男鹿市商工会 | 12 |
| ・ | 船越地区民俗文化財統人行事保存会 | 13 |
| ・ | 男鹿駅伝競走大会実行委員会 | 14 |
| ・ | 秋田県漁業協同組合 | 15 |
| ・ | 秋田県畜産農業協同組合 | 16 |
| ・ | 船川港地区市民憲章推進協議会 | 17 |
| ・ | 男鹿市立男鹿東中学校体育文化後援会 | 18 |
| 【指定管理者】 | | |
| ・ | 一般社団法人 男鹿市観光協会（男鹿総合観光案内所） | 20 |
| ・ | 株式会社 おが地域振興公社 （夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村） | 21 |
| ・ | 株式会社 おが（男鹿市複合観光施設） | 22 |
| ・ | 一般財団法人 男鹿市体育協会（男鹿市体育施設 16 施設） | 23 |

財政援助団体等監査結果報告

I 監査の対象

令和元年度において、市が財政的援助を行った団体の中から 12 団体を、指定管理者として公の施設の管理・運営を行った団体の中から 4 団体をそれぞれ抽出し、監査の対象とした。

II 監査の着眼点

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、次の点に主眼をおいて監査を実施した。

1 財政援助団体

- (1) 財政援助団体及び担当課等の補助金等交付手続が条例、規則及び要綱等に基づき適正に行われているか。
- (2) 補助金等は交付目的に沿って適正に執行されているか。また、住民福祉の面から十分な効果を発揮しているか。
- (3) 補助金等に係る会計処理は、適正に行われているか。また、会計処理上の責任体制は、明確であるか。

2 指定管理者

(担当課等)

- (1) 指定管理者の指定は、法及び条例等に基づいて適正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 指定管理者に対して、適時・適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。また、事業報告書の点検は適切になされているか。

(指定管理者)

- (4) 公の施設は、関係法令（条例を含む。）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
 - ア 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。
 - イ 管理運営が事業計画及び収支計画に沿って運営されているか。
 - ウ 住民の平等利用は確保されているか。
- (5) 事業報告書は適正に作成され、期限内に提出されているか。また、経費節減は図られているか。
- (6) 利用料金の収納は適正に行われているか。

Ⅲ 監査の主な実施内容

監査は、男鹿市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

1 財政援助団体

担当課等からは補助金等の交付決定に関する原議書類、実績報告書等の関係書類を、財政援助団体からは決算書、収支証拠書類等の提出を求め、当該書類の確認、証憑突合、閲覧及び質問等の監査手続きを適用して、出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか、試査により監査した。

2 指定管理者

担当課等からは事業報告書等の関係書類を、指定管理者からは管理業務に係る関係書類及び帳簿の提出を求め、当該書類の確認、閲覧、質問及び実査等の監査手続きを適用して、出納その他の事務の執行が公の施設の指定管理の目的に沿って行われているか、試査により監査した。

Ⅳ 監査の日程、対象団体、担当課及び実施場所等

1 財政援助団体

| 日 程 | 対 象 団 体 | 補 助 金 の 名 称 | 担 当 課 | 実施場所 |
|----------------------|----------------------|-------------------|-----------|-------------|
| 令和2年 9月29日 (火) | 小深見町内会 | 町内会交付金 | 企画政策課 | 監査委員 事務局 |
| | おらほの北浦まちづくり協議会 | 地域振興基金活用事業交付金 | | |
| | 社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会 | 男鹿市社会福祉協議会事業費補助金 | 福祉課 | |
| | 一般社団法人 男鹿市観光協会 | 一般社団法人 男鹿市観光協会補助金 | 観光課 | |
| | | 男鹿版DMO推進事業費補助金 | | |
| | 公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター | シルバー人材センター事業費補助金 | 男鹿まるごと売込課 | |
| 男鹿市商工会 | 男鹿市商工会補助金 | | | |

| 日 程 | 対 象 団 体 | 補 助 金 の 名 称 | 担 当 課 | 実 施 場 所 |
|-------------------------|-------------------|---------------------------|---------|---------|
| 9月30日 (水) | 船越地区民俗文化財統人行事保存会 | 重要無形民俗文化財保存・伝承活動費補助金 | 文化スポーツ課 | 監査委員事務局 |
| | 男鹿駅伝競走大会実行委員会 | 男鹿駅伝競走大会補助金 | | |
| | 秋田県漁業協同組合 | 栽培漁業定着強化事業費補助金（アワビ種苗放流事業） | 農林水産課 | |
| | 秋田県畜産農業協同組合 | 新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業費補助金 | | |
| | 船川港地区市民憲章推進協議会 | 市民憲章推進協議会補助金 | 教育総務課 | |
| | 男鹿市立男鹿東中学校体育文化後援会 | 第68回秋田県中学校総合体育大会派遣費補助金 | 学校教育課 | |
| | | 第42回東北中学校柔道大会派遣費補助金 | | |
| | | 第40回東北中学校陸上競技大会派遣費補助金 | | |
| 第29回東北中学校女子駅伝競走大会派遣費補助金 | | | | |

2 指定管理者

| 日 程 | 対 象 団 体 | 公 の 施 設 の 名 称 | 担 当 課 | 実 施 場 所 |
|----------------------|----------------|-----------------------|-----------|----------------------|
| 令和2年 10月1日 (木) | 一般社団法人 男鹿市観光協会 | 男鹿総合観光案内所 | 観光課 | 監査委員事務局 男鹿総合観光案内所 |
| | 株式会社 おが地域振興公社 | 夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村 | | 監査委員事務局 夕陽温泉WAO |
| 10月2日 (金) | 株式会社 おが | 男鹿市複合観光施設 | 男鹿まるごと売込課 | 監査委員事務局 男鹿市複合観光施設 |
| | 一般財団法人 男鹿市体育協会 | 男鹿市体育施設16施設 | 文化スポーツ課 | 監査委員事務局 男鹿市総合体育館 |

V 監査の結果

1 財政援助団体

財政援助団体に交付された補助金等については、概ねその目的に沿って管理・執行されており、出納その他の事務は適正に処理されているものと認められるが、一部において、次のとおり、改善すべき事項等が見られた。

(1) 事業の実施期間について

市単独補助事業については、第4次男鹿市行政改革大綱の実施計画に基づいて策定された「男鹿市補助金の見直しに関する指針」により見直しが行われ、一部の事業については、補助金の段階的な削減や終期の設定等が行われているが、実施期間については、明確に示されていない事業も多い。

補助金は、新たな取組等に当たっての負担軽減やリスク低減等を図るために交付するものであり、その財源は、市民から徴した税金等で賄われていることから、公正かつ効率的に使われるべきものである。

また、補助事業者の既得権との考えを改めるためにも、原則として、終期を設定することとし、事業の継続実施が政策目的の達成のために不可欠と考えられるもの等については、その理由を明確に示す必要がある。

(2) 補助対象経費及び補助率等の明示について

補助金の収支予算及び決算をみると、補助対象経費に、補助対象外の経費が混在している例が見受けられるので、補助対象となる経費は、事業目的の達成のために必要なものとして、具体的な用途等を予め示すべきである。

また、補助率等については、男鹿市補助金等交付規則において、交付基準が定められているが、各部課の補助金交付要綱をみると、一律に「予算の定める範囲内」とし、補助率等が不明となっている例が見られるので、交付基準に基づく補助率等を明示すべきである。

(3) 補助金等の前払について

補助金の支払時期については、補助金交付要綱において、「原則として完成払又は部分払」とされており、市長が特に認める場合に「概算払又は前払ができる」と規定しているが、ハード事業等の一部の事業を除き、前払の必要な理由が補助事業者から示されることなく、補助金交付申請と同時に請求書を提出させ、全ての補助事業者に前払を行っている例が多く見られる。

前払は、補助事業者の財政基盤が脆弱で、事業の円滑かつ効果的な推進に支障を来す場合などに、前払申請に基づいて行われるべきものであり、一律に前払とすることがないように、改善すべきである。

2 指定管理者

監査の対象とした指定管理者4団体による指定管理については、概ね良好な施設の管理・運営が行われているが、業務をより適正かつ円滑に進めるため、基本協定の順守を基本として、次の事項に十分留意し、一層の効果の発現に努められたい。

(1) 指定管理料の精査と区分経理について

年度協定で定めることとなっている指定管理料については、金額の妥当性について、十分に精査する必要がある。

また、指定管理に係る経費は、指定管理業務以外に指定管理者が行う事業等に要する経費への目的外使用がないよう、他の経費と経理を区分して行う必要がある。

なお、基本協定において、指定管理業務に固有の預金口座を設けることが規定されている。

(2) 業務実施状況の確認等について

業務計画に基づいて適正な管理運営が行われるよう、業務の実施状況や管理経費の収支状況等について、随時、確認を行い、必要な指示等を行う必要がある。

また、業務計画の変更について、事前の協議をせずに行っている例もあるので、協議を行い、市の承諾後に変更すべきである。

(3) 当面の課題解決に向けた市等との連携・協力の強化について

指定管理者においては、施設の老朽化への対応や収益改善のための新たな事業の展開、人材の確保・育成等の課題を抱えており、自助努力だけでは容易に解決できないこともあるので、市等との連携・協力を一層強化し、早期の解決に取り組む必要がある。

3 その他

事務処理上の軽微な誤りや不備な点については、監査時に担当職員に口頭で指導し、又は改善を要望した。

各財政援助団体及び指定管理者の監査結果は、次のとおりである。

小深見町内会

1 補助金等の名称

町内会交付金

2 補助金等の交付額

599,855円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市町内会交付金交付要綱

4 補助金等の交付目的

市民生活の基盤となる地域連携・連帯や、町内会が担っている行政との協力・協働等の公共的な活動及び災害時共助の核となる自主防災組織の支援を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

- ・自主防災活動事業、環境整備事業及び地域文化継承事業の実施
- ・市広報配布などの行政協力事務の実施

(2) 実績

- ・避難訓練及び防災訓練の実施
- ・町内一斉道路清掃の実施、地区公園の草刈等の維持管理
- ・なまはげ行事の実施
- ・市広報の配布

6 事業収入、支出の状況

| | |
|----|---------------------------|
| 収入 | 2,201,435円（市交付金の比率 27.2%） |
| 支出 | 1,497,835円 |
| 差引 | 703,600円 |

7 事業の効果

避難訓練及び防災訓練の実施により、防災体制の強化が図られている。
また、「なまはげ行事」の継承に寄与している。

8 監査の結果

監査の対象とした小深見町内会については、交付金の交付目的に沿って事業が執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

本交付金は、実施内容にかかわらず、活動が行われていることのみによって一律に交付金額（均等割、世帯割）が決定されており、また、多額の繰越金がある町内会も含め、全て前金払としているので、その妥当性等を含め、制度の在り方について検討されたい。

おらほの北浦まちづくり協議会

1 補助金の名称

地域振興基金活用事業交付金

2 補助金の交付額

100,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市地域振興基金活用事業実施要綱

4 補助金の交付目的

市民が主体となって実施する地域振興事業を支援し、市民の連帯の強化及び地域振興を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要（アジサイでおらほの北浦華やか事業）

雲昌寺のあじさい観覧期間中、空き店舗を活用した「北浦まちびとコンシェルジュ」の開設や、ランチマップの制作配布等により、あじさい観覧者をおもてなしするとともに、地域周遊を促し、まち全体の賑わいを創出する。

(2) 実績

- ・「北浦まちびとコンシェルジュ」の開設

開設期間：令和元年6月15日から令和元年7月15日まで（31日間）

コンシェルジュの対応人数：6,868人

- ・ランチマップの制作・配布：20,000枚（協賛飲食店25店）

- ・オリジナルグッズの制作販売、のぼり旗の設置

6 事業収入、支出の状況

収入 592,150円（市交付金の比率 16.9%）

支出 590,875円

差引 1,275円

7 事業の効果

市民が主体となって実施する地域振興のための事業を財政的に支援することにより、地域の賑わい創出や関係人口の増加に寄与している。

8 監査の結果

交付金事業は、交付金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

本交付金については、事業を実施する団体の応募が少ないことが課題となっているので、その掘り起こしに努めるとともに、より活用しやすい制度のあり方について検討されたい。

社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

1 補助金の名称

男鹿市社会福祉協議会事業費補助金

2 補助金の交付額

10,791,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

社会福祉協議会が行う地域福祉活動、福祉啓発活動の推進及び低所得者等の支援に要する経費に対して助成し、地域における社会福祉の増進を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

地域福祉活動事業、福祉啓発活動推進事業及び低所得者等支援事業の実施

(2) 実績

- ・ふれあいいきいきサロンの開催：9地区、参加者601名
- ・介護職員初任者研修の実施：130時間、受講者5名
- ・生活福祉資金の貸付：5件、貸付金額 1,642,000円

6 事業収入、支出の状況

| | | |
|----|-------------|-----------------|
| 収入 | 30,107,301円 | （市補助金の比率 35.8%） |
| 支出 | 30,107,301円 | |
| 差引 | 0円 | |

7 事業の効果

高齢者を対象とした活動は、孤独や孤立の防止につながっており、各種研修は、地域福祉活動の実践者にとって知識や技術の習得の場となっている。

また、総合的な相談窓口となって、困りごとの解決に向けて専門機関等へつなげる役割を果たすとともに、生活困窮者の生活の安定化につなげている。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、実施計画と実績報告の事業内容が整合しない部分が見受けられるので、是正されたい。

一般社団法人 男鹿市観光協会

1 補助金の名称

一般社団法人男鹿市観光協会補助金

2 補助金の交付額

5,950,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

観光客の誘致、観光宣伝及び各種行事の励行により、観光振興を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

- ・誘客宣伝事業、情報発信事業、受入対策事業、おもてなし接客改善事業の実施
- ・観光客誘客宣伝及びイベント開催、環境美化活動の実施

(2) 実績

- ・観光キャラバンへの参加
- ・教育旅行誘致キャラバンの実施
- ・男鹿駅観光案内所での観光案内等の実施
- ・鯛まつり、ナマハゲ伝導士試験等の開催 など

6 事業収入、支出の状況

| | |
|----|---------------------------|
| 収入 | 9,399,251円（市補助金の比率 63.3%） |
| 支出 | 9,399,251円 |
| 差引 | 0円 |

7 事業の効果

観光キャラバンへの参加や教育旅行誘客キャラバンの実施、各種の情報発信、イベント開催等により、男鹿への誘客が促進され、入込の増加につながった。

また、男鹿駅観光案内所は、なまはげシャトルの円滑な運用に貢献するとともに、手荷物預かりや旅行案内業務の充実によって、観光窓口としての機能が強化されている。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、補助事業の収支状況を明確にするため、補助事業以外の事業等と経理を区分されたい。

一般社団法人 男鹿市観光協会

1 補助金の名称

男鹿版DMO推進事業費補助金

2 補助金の交付額

26,000,000円（国12,999,620円、市13,000,380円）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

観光振興に関する方針や男鹿の将来像の共有と、各産業が連携した「稼ぐ地域づくり」を目指して、DMO法人の運営を促進し、地域一体となった観光振興を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

ユネスコ登録された「男鹿のナマハゲ」を活用した商品造成、専門人材の受け入れやマーケティングによる地域素材のブラッシュアップ及びインバウンドを含めた誘客等を実施し、稼げる観光地域づくりを目指す。

(2) 実績

- ・雲昌寺のあじさいへの52,000人の誘客
- ・マーケティングリサーチの実施及び地域素材を核とした商品造成
- ・手ぶらでの高質キャンプ実証事業の実施（利用者：47組、約200人）
- ・体験プログラムのオンライン予約システムの導入
- ・e-Bike レンタサイクルの事業化（利用件数：205件）
- ・台湾でのトップセールスの実施
- ・インバウンド受入環境の充実

6 事業収入、支出の状況

| | | |
|----|-------------|-----------------|
| 収入 | 26,919,241円 | （市補助金の比率 96.6%） |
| 支出 | 26,919,241円 | |
| 差引 | 0円 | |

7 事業の効果

自治体ではできない観光資源のブラッシュアップの取組が進むとともに、専門人材の受入により、商品造成のノウハウの蓄積や資金調達の新たな方策等が可能となった。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター

1 補助金の名称

シルバー人材センター事業費補助金

2 補助金の交付額

11,000,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

高齢者の就業機会の増大と社会福祉の増進のため、高齢者就業機会確保事業を推進する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

60歳以上の市民の入会を積極的に促すとともに、会員の豊富な経験や優れた能力を活かして行う、地域社会に密着した臨時的・短期的業務を通じて、社会参加を促進し、就業機会の増大と生きがいつくりの増進を図る。

(2) 実績

- ・新規入会者数 45人
- ・受託件数 1,860件
- ・就業延人員 26,273人・日

6 事業収入、支出の状況

| | | |
|----|-------------|-----------------|
| 収入 | 27,097,347円 | （市補助金の比率 40.6%） |
| 支出 | 27,097,347円 | |
| 差引 | 0円 | |

7 事業の効果

新規入会者数、受託件数、就業延人員等は、令和元年度の目標及び前年度実績を下回る結果となったが、高齢者の就業機会の増大と生きがいつくりに寄与している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、補助事業の収支状況を明確にするため、補助事業以外の事業等と経理を区分されたい。

男鹿市商工会

1 補助金の名称

男鹿市商工会補助金

2 補助金の交付額

3, 600, 000円 (市全額)

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部男鹿まるごと売込課補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

商工会の組織経営の拡大と強化、運営基盤の安定化を通じて、地域振興活動や経営の改善及び事業への積極的な取り組みを図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

会員及び地域の小規模事業者の販路開拓や安定的な経営基盤の確立、創業及び事業承継の支援等を実施する。

(2) 実績

- ・巡回訪問 3, 200件
- ・融資あっせん件数 81件 (うち創業資金融資3件)

6 事業収入、支出の状況

| | |
|----|-------------------------------|
| 収入 | 43, 582, 075円 (市補助金の比率 8. 3%) |
| 支出 | 43, 582, 075円 |
| 差引 | 0円 |

7 事業の効果

巡回訪問によって、会員等の課題解決に向けた提案を直接行うなど、経営の改善を支援している。

また、事業承継診断、承継計画の作成を通じた事業承継の支援を行うとともに、創業支援によって、新規創業につなげている。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、補助事業の収支状況を明確にするため、補助事業以外の事業等と経理を区分されたい。

船越地区民俗文化財統人行事保存会

1 補助金の名称

重要無形民俗文化財保存・伝承活動費補助金

2 補助金の交付額

394,000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市文化財保護条例

男鹿市文化財保護条例施行規則

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

国の重要無形民俗文化財に指定され、国の宝として後世に伝えるべき行事を、その価値を損なうことなく適切に実施し、保存と伝承を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

毎年7月8日の注連納めから翌年7月7日の神幸祭まで、年間を通して各儀式を実施し、保存と伝承を図る。

(2) 実績

各儀式を実施し、伝統行事の保存と伝承に努めた。

6 事業収入、支出の状況

| | |
|----|---------------------------|
| 収入 | 1,122,503円（市補助金の比率 35.1%） |
| 支出 | 862,010円 |
| 差引 | 260,493円 |

7 事業の効果

国指定文化財行事の実施を地域の誇りとし、小学校の授業等に積極的に協力するなど、伝承活動にも力を注いでいる。

子どもから年配者まで様々な役割があり、世代間交流にも貢献している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

行事の保存・伝承に当たって、老朽化した道具や衣装等の更新が課題となっていることから、更新時期や経費負担、補助事業の活用の可能性等について、保存会と市が協議し、早期に方向性を示されたい。

男鹿駅伝競走大会実行委員会

1 補助金の名称

男鹿駅伝競走大会補助金

2 補助金の交付額

5, 850, 000円 (市全額)

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

男鹿駅伝競走大会の運営を支援し、スポーツ振興と交流人口の拡大を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

男鹿駅伝競走大会を開催し、スポーツに対する市民の関心を高めるとともに、交流人口の拡大を図る。

(2) 実績

・開催日 開会式 令和元年6月28日

競技 令和元年6月29日

・チーム数 112チーム (参加申込数)

| | | |
|---|-------------|-------|
| 一 | 般 (第68回) | 41チーム |
| | 高校男子 (第61回) | 45チーム |
| | 大 学 (第51回) | 11チーム |
| | 高校女子 (第19回) | 15チーム |

6 事業収入、支出の状況

収 入 8, 074, 513円 (市補助金の比率 72.5%)

支 出 7, 783, 270円

差 引 291, 243円

7 事業の効果

県内外の選手等の参加により、交流人口の拡大が図られたほか、男鹿温泉郷をはじめ、市内宿泊施設等への宿泊者数は延べ710人で、経済効果は、男鹿市観光協会への申込分だけでも約500万円になるなど、市内経済の活性化にも寄与した。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

秋田県漁業協同組合

1 補助金の名称

栽培漁業定着強化事業費補助金（アワビ種苗放流事業）

2 補助金の交付額

4, 316, 000円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

栽培漁業の定着化を促進するため、種苗放流を実施し、資源の維持増大を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

アワビの資源量と水揚を確保するため、種苗を購入し、放流する。

(2) 実績

- ・放流箇所 秋田県漁業協同組合船川支所管内、北浦支所管内の9箇所
- ・放流個数 154, 150個（船川 75,050個、北浦 79,100個）

6 事業収入、支出の状況

| | |
|----|-----------------------------|
| 収入 | 6, 474, 300円（市補助金の比率 66.7%） |
| 支出 | 6, 474, 300円 |
| 差引 | 0円 |

7 事業の効果

アワビの種苗放流事業は昭和39年度から実施されており、放流5年後には、採取できる10センチの大きさに成長し、漁場に定着する効果が確認されている。

令和元年度の水揚量は1,573kg、水揚額は1,383万円となり、資源の維持増大と安定的な水揚量の確保につながっており、アワビは、漁獲量が落ち込む夏場の高収益水産物の一つとして位置付けられている。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

秋田県畜産農業協同組合

1 補助金の名称

新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業費補助金

2 補助金の交付額

3,600,000円（県2,400,000円、市1,200,000円）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

米依存から脱却した複合型の農業生産構造への転換を進め、戦略作物の産地づくりを強化するとともに、新規就農者の経営確立や6次産業化による新たなビジネスの創出など、競争力の高い多様な経営体を確保育成する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

肉用牛の繁殖用雌牛を導入し、経営規模を拡大する畜産農家に対し、導入に必要な経費を助成する。

(2) 実績

繁殖用雌牛（導入型）8頭（2戸の畜産農家に預託）

6 事業収入、支出の状況

| | | |
|----|------------|-----------------|
| 収入 | 7,920,000円 | （市補助金の比率 45.5%） |
| 支出 | 7,920,000円 | |
| 差引 | 0円 | |

7 事業の効果

肉用牛繁殖経営の計画的な規模拡大が図られた。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

船川港地区市民憲章推進協議会

1 補助金の名称

市民憲章推進協議会補助金

2 補助金の交付額

105,560円（市全額）

3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

市民憲章の積極的な実践による、郷土愛と社会連帯性に富んだコミュニティの形成を支援する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

「物を大切にし、美しい郷土を作る運動」と「心のふれあう社会をつくる運動」という2つの重点目標を定め、環境美化と地区コミュニティの形成基盤の強化を図る。

(2) 実績

- ・清掃活動、花いっぱい運動の実施
- ・餅つき大会等の実施

6 事業収入、支出の状況

| | |
|----|-------------------------|
| 収入 | 389,297円（市補助金の比率 27.1%） |
| 支出 | 300,632円 |
| 差引 | 88,665円 |

7 事業の効果

清掃活動や花いっぱい運動の実施により、地域の環境美化に貢献している。

また、餅つき大会等の行事に地域住民が参加することで、地域コミュニティの維持につながっている。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、各地区における協議会活動を維持・強化するため、より多くの地域住民が参加できるよう、行事内容等を工夫されるよう望みたい。

男鹿市立男鹿東中学校体育文化後援会

1 補助金の名称

- 第 68 回秋田県中学校総合体育大会派遣費補助金
- 第 42 回東北中学校柔道大会派遣費補助金
- 第 40 回東北中学校陸上競技大会派遣費補助金
- 第 29 回東北中学校女子駅伝競走大会派遣費補助金

2 補助金の交付額

| | |
|---------------------------|-----------|
| 第 68 回秋田県中学校総合体育大会派遣費補助金 | 290,944円 |
| 第 42 回東北中学校柔道大会派遣費補助金 | 16,660円 |
| 第 40 回東北中学校陸上競技大会派遣費補助金 | 140,040円 |
| 第 29 回東北中学校女子駅伝競走大会派遣費補助金 | 270,440円 |
| | (いずれも市全額) |

3 補助金の交付根拠条例等

- 男鹿市教育委員会補助金交付要綱
- 男鹿市中学校各種文化・体育大会派遣費補助金交付要綱

4 補助金の交付目的

男鹿市内の中学校の生徒が、各種文化・体育大会に出場する場合に、その費用負担の軽減を図り、出場を後押しする。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

県大会、東北大会及び全国大会への生徒の参加に要する経費のうち、交通費及び宿泊費等に相当する額を助成する。

(2) 実績

- ・ 第 68 回秋田県中学校総合体育大会 助成 58 名
- ・ 第 42 回東北中学校柔道大会 助成 1 名
- ・ 第 40 回東北中学校陸上競技大会 助成 3 名
- ・ 第 29 回東北中学校女子駅伝競走大会 助成 6 名

6 事業収入、支出の状況

| 補助金の名称 | 収入額(円) | 支出額(円) | 差引(円) | 市補助金の比率 (%) |
|---------------------------|---------|---------|-------|-------------|
| 第 68 回秋田県中学校総合体育大会派遣費補助金 | 290,944 | 290,944 | 0 | 100.0 |
| 第 42 回東北中学校柔道大会派遣費補助金 | 19,660 | 19,660 | 0 | 84.7 |
| 第 40 回東北中学校陸上競技大会派遣費補助金 | 153,540 | 153,540 | 0 | 91.2 |
| 第 29 回東北中学校女子駅伝競走大会派遣費補助金 | 289,740 | 289,740 | 0 | 93.3 |

7 事業の効果

各大会を通じて、中学生がスポーツ・文化活動における技能及び精神の向上を図り、心身の健康を育むとともに、生徒相互の親睦を深めた。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、適正に処理されているものと認められた。

なお、県大会と、東北大会及び全国大会では、補助金交付要綱が異なり、補助対象経費に違いがあるが、その理由は不明であることから、補助対象経費を同一にするなど、要綱の見直しを検討されたい。

一般社団法人 男鹿市観光協会

(指定管理施設：男鹿総合観光案内所)

1 根拠条例

男鹿市男鹿総合観光案内所条例

2 指定管理料

4, 940, 000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿総合観光案内所の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿総合観光案内所の管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 観光案内等に関する業務
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 利用料金

男鹿市男鹿総合観光案内所条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

令和元年度利用者数 88, 807人 (前年比 99. 6%)

7 事業収入、支出の状況

| | |
|----|----------------------------------|
| 収入 | 18, 201, 756円 (市指定管理料の比率 27. 1%) |
| 支出 | 17, 997, 820円 |
| 差引 | 203, 936円 |

8 事業の効果

観光客への観光案内及び宿泊斡旋、地場産業の普及宣伝などを行い、地域の交流の場及び情報発信拠点として、産業経済の振興や地域の活性化に寄与している。

9 監査の結果

施設の良い維持管理が行われているとともに、イベントの開催等による交流の促進や情報発信にも積極的に取り組んでおり、適正に管理・運営されていると認められた。

今後も、自主事業の実施等に創意工夫を凝らし、利用者に対するサービスの一層の向上と自主財源の確保に努められたい。

株式会社 おが地域振興公社

(指定管理施設：夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村)

1 根拠条例

男鹿市若美温泉保養施設条例

男鹿市若美かんぼの里コテージ村条例

2 指定管理料

30,016,000円

3 管理に関する協定等

- (1) 夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村の管理に関する基本協定書
- (2) 夕陽温泉WAO及び若美かんぼの里コテージ村の管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 利用料金

男鹿市若美温泉保養施設条例及び男鹿市若美かんぼの里コテージ村条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

令和元年度利用者数

夕陽温泉WAO 62,468人(前年度比 103.0%)

若美かんぼの里コテージ村 3,853人(前年度比 112.4%)

7 事業収入、支出の状況

収入 72,299,321円(市指定管理料の比率 41.5%)

支出 71,139,741円

差引 1,159,580円

8 事業の効果

温泉を利用した地域住民の健康及び福祉の増進と、自然環境を活用した魅力あるふるさとづくりや地域の活性化に寄与している。

9 監査の結果

施設の良好な維持管理が行われているとともに、利用者に対するサービスの維持に努めており、概ね適正に管理・運営されていると認められた。

施設・設備の老朽化が進んでいるので、計画的な修繕・更新等の対応について、市との協議を行うとともに、課題となっている従業員の確保や燃料費の一層の節減等についても、適時に対策を講じられたい。

株式会社 おが
(指定管理施設：男鹿市複合観光施設)

1 根拠条例

男鹿市複合観光施設条例

2 指定管理料

7,900,000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市複合観光施設の指定管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市複合観光施設の管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 複合施設の利用促進に関する業務
- (4) 「道の駅おが」としての機能維持と管理に関する業務
- (5) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 利用料金

男鹿市複合観光施設条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

令和元年度来場者数 469,127人（前年度比110.5%）

7 事業収入、支出の状況

| | |
|----|------------------------------|
| 収入 | 105,556,259円（市指定管理料の比率 7.5%） |
| 支出 | 118,713,129円 |
| 差引 | △13,156,870円 |

8 事業の効果

新たな流動人口を創出するとともに、漁業者をはじめ農業者、加工業者等 191 名が出品登録するなど、地域経済の振興に貢献しているほか、多数のイベントを開催することによって、市内全域への誘客を促進している。

また、道の駅として、男鹿半島周遊における利便性の向上に寄与している。

9 監査の結果

施設の良い維持管理が行われているとともに、年間を通じたイベントの実施や誘客のための情報発信等に努めており、適正に管理・運営されていると認められた。

赤字決算の早期解消に向けて、直売所の冬期間の品不足の解消や、独自ブランドの商品開発等に全力を上げて取り組むとともに、市や観光・農林水産・商工団体等との連携・協力を一層強化し、観光・産業振興の拠点施設としての機能を十分に発揮されたい。

一般財団法人 男鹿市体育協会

(指定管理施設：男鹿市体育施設 16 施設)

1 根拠条例

男鹿市都市公園条例、男鹿市B & G海洋センター条例、男鹿市公園条例、男鹿市若美球場条例

2 指定管理料

73,045,000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市体育施設の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市体育施設の管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 対象施設 男鹿総合運動公園、男鹿市B & G海洋センター、金川近隣公園、船越近隣公園、若美中央公園及び若美球場内の16施設
- (2) 対象業務
 - ア 施設の利用の許可及び利用の制限等に関する業務
 - イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ウ 施設を活用したスポーツの普及振興に関する業務
 - エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 利用料金

男鹿市都市公園条例、男鹿市B & G海洋センター条例、男鹿市公園条例及び男鹿市若美球場条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

令和元年度利用者数 135,068人 (前年度比 88.7%)

7 事業収入、支出の状況

| | |
|----|-------------------------------|
| 収入 | 77,588,821円 (市指定管理料の比率 94.1%) |
| 支出 | 75,998,585円 |
| 差引 | 1,590,236円 |

8 事業の効果

施設の維持管理を通じて、市民に様々なスポーツ活動の場を提供するとともに、各種健康教室の開催等により、市民の運動習慣の定着化、体力向上及び健康増進に寄与している。

9 監査の結果

施設の良い維持管理が行われており、概ね適正に管理・運営されていると認められるが、会計処理の一部に不適正な処理(減価償却費の計上)があったので、適正に処理されたい。

なお、指定管理業務と体育協会の一般業務との区分を明確にするとともに、自主事業の一層の充実に努められたい。